

九州大谷短期大学同窓会奨学生 募集要項

九州大谷短期大学同窓会の奨学金（貸与）を希望する学生は、下記の要項を読んで申し出て下さい。

1. 出願資格

奨学生として採用される者は、本学の学生で人物・成績共に良好であって家庭の事情により、学業の継続が著しく困難となった者とする。

2. 採用期間

在学する期間内。ただし、奨学金の貸与は2回を限度とする。

3. 奨学金の支給額

奨学金は授業料及び履修費等を含む全額又は一部を貸与する。

4. 奨学金の借用及び返還

① 奨学生は、奨学金の貸与を受けるに際し奨学金の借用手続き及び返還手続きをしなければならない。

② 奨学金の返済期間は卒業（退学等を含む）後5年以内とする。ただし、返還の期間以前にこれを終わることができる。

③ 貸与した奨学金は、在学中は無利子とする。卒業後返還期日までは年3%の手数料を支払うものとする。

5. 出願書類

(1) 所定の書類

① 「九州大谷短期大学同窓会奨学生願書」

② 添付書類

1) 学科主任教授意見書

2) クラス担任の推薦書

3) 理由を証明するに必要な資料

(2) 提出先 学生支援課を通じて同窓会長宛提出

(3) 提出締切日 随 時

6. 願書審査および選考

提出された願書に基づいて審査と面接を行う。

(面接の日程は後日、学生支援課より連絡する。)

7. 採用決定

① 選考委員会の議を経て会長が決定する。

② 奨学生に決定した者には「奨学生決定通知書」を渡す。

8. 資格の取消

奨学生に決定後、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、奨学金の給付を中止し、返還を求める。

① 奨学生であることを辞退したとき

② 本学の学籍を失ったとき

③ 提出書類に虚偽の記述があると認められたとき

④ 奨学生としてふさわしくない行為があったとき

以 上